

2020年5月8日

逗子市

緊急事態宣言の延長を受けて逗子市立小・中学校に  
おける一斉臨時休業の延長及び登校日の設定について

●一斉臨時休業を5月31日（日）まで延長します。

令和2年5月4日に発表された、国の緊急事態宣言延長を受け、逗子市教育委員会としては、逗子市立小・中学校の一斉臨時休業を2020年（令和2年）5月31日（日）まで延長します。

なお、この期間は中学校の部活動を行わないことに変更はありません。

また、15日（金）から児童・生徒の健康確認、家庭学習の確認などを目的として、順次、学年・学級ごとに分散した形で、登校日を週1回程度設定します。

15日（金）は、小学校1年生・6年生、中学校3年生の登校を予定します。

【登校日にあたっての配慮事項】

- ・学年・学級を分けて少人数による登校
- ・短時間登校
- ・次亜塩素酸水による消毒
- ・換気の徹底
- ・家庭での検温実施の周知
- ・マスク着用の協力依頼

本件に関するお問い合わせ先：

教育部学校教育課 すぎやま 板山・内田

電話：046-873-1111 内線515・516